別紙②

金融円滑化法にかかわる金融円滑化管理の全体運営体制

理　事　会
- 金融円滑化管理方針および重要な規程の制定・改廃に関すること
- 金融円滑化にかかわる対応措置の実施状況の管理に関すること
- その他適切な金融円滑化管理態勢を整備・確立するために重要な措置に関すること

（金融円滑化管理態勢の法令遵守にかかわる事項（不適切な事項等）等の報告）

（金融円滑化管理態勢全般の運営状況にかかわる報告）

金融円滑化管理責任者
（信用担当常務理事）
※　金融円滑化管理にかかわる態勢全般の統括管理
- 金融円滑化管理態勢全般の対応措置の実施状況等の取りまとめ・管理および理事会への報告
- 金融円滑化管理責任部署および金融円滑化担当部署に対する金融円滑化管理の適正化の実施にかかわる指示
- 役職員に対する金融円滑化管理方針・規定等の周知徹底　等

コンプライアンス委員会

（金融円滑化管理態勢の法令遵守にかかわる事項（不適切な事項等）等の報告）

（金融円滑化管理態勢全般の運営状況にかかわる報告）

（金融円滑化管理の適正化の実施にかかわる指示）

法令等遵守の統括部署
（コンプライアンス統括部署）
※　法令等遵守にかかわる統括部署
- コンプライアンス委員会への金融円滑化管理態勢の法令等遵守にかかわる事項の報告
- 利用者保護等管理態勢等に関する管理
- 信用リスク管理態勢に関する管理
- 金融円滑化管理にかかわるモニタリングの実施

貸出業務の審査の統括部署
（リスク統括部審査課）
※　貸出業務の審査にかかわる統括部署
- 新規申込および条件変更申込みにかかわる個別案件の審査（職務権限の範囲内）
- 謝絶予定案件等の個別案件にかかわる対応の適切性等に関することを協議する会議体の運営

連携等

金融円滑化管理責任部署
（金融部金融課）
※　金融円滑化管理責任者の指示を受け、金融円滑化管理にかかわる態勢全般の取りまとめ、管理を行う部署
- 金融円滑化管理方針および重要な規程の制定・改廃ならびに金融円滑化管理にかかわる取扱手続の設定
- 金融円滑化管理態勢全般の対応措置の実施状況の取りまとめ・管理および理事会への報告
- 金融円滑化に関する法令、金融円滑化関連情報等の収集、管理、分析および対応策の検討
- 金融円滑化管理担当部署との連携、的確な情報連絡
- 金融円滑化法に定める行政当局への報告
- 役職員に対する金融円滑化管理方針・規程等の周知徹底　等

報告

連携等

金融円滑化管理担当部署
（貸出業務の取引実施部署）
金融円滑化管理担当者
※　貸出業務の取引実施部署の管理者
- 利用者からの新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みに対する利用者の特性および事業の状況を勘案した適切な説明と情報提供
- 事業を営む利用者からの経営相談に対するきめ細かな対応と経営改善への取組みにかかわる支援および信用状況、返済状況等の確認　等

相談窓口

苦情受付担当部署

苦情相談窓口

モニタリング

（金融円滑化管理態勢の法令遵守にかかわる事項（不適切な事項等）等の報告）

（相談・申込み）

（苦情相談）

農業者を始めとする中小企業者・住宅資金利用者